

府

令

省令

その他
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないことと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○ 理府令第三十一号
国家公務員退職手当法施行令(昭和三十九年政令第二百十五号)第十一条の規定に基づき、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する總理府令を次のよう規定する。

平成八年六月十一日

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する總理府令

失業者の退職手当支給規則(昭和五十一年總理府令第十四号)の一部を次のよう改定する。

⑧ ③の日前3年間ににおける再就職手当又は常用就職支度金に相当する退職手当の受給の有無
イ 再就職手当又は常用就職支度金に相当する退職手当の受給がない。
ロ 再就職手当に相当する退職手当がない。

別記様式第十一の二(裏面)中

内閣總理大臣 橋本龍太郎

署

別記様式第十一の二(裏面)中

署

支度金に相当する退職手当
も
輸手当及び常用就職支度金に相当する退職手当の受給がある。

⑧ 開始した事業 事業の種類	名 称 所 在 地	事業開始年月日 平成 年 月 日	⑨ ③の雇入年月日又は④の事業開始年月日における再就職手当又は常用就職支度金に相当する退職手当の受給の有無 イ 再就職手当又は常用就職支度金に相当する退職手当の受給がある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当の受給がない。

に改め、同様式(裏面)中注意事項5を注意事項6とし、同様式(裏面)注

意事項4中「⑧欄」を「⑨欄」と改め、同様式(裏面)中注意事項4を注意事項5とし、注意事項3を注意事項4とし、注意事項2の次に次のように加える。
3 亂用された受給資格者について(1)から(7)まで及び(9)の欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあっては(1)、(8)及び(9)の欄に記入すること。

この省令は、平成八年六月十五日から施行する。

附 則

○ 防衛庁告示第百十二号

告示

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年六月十一日

防衛庁長官 白井日出男

平成八年六月十九日・二十日(予備・同

月二十一日)の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

〇まぢ

五島列島南方の次の経緯度線により開かれ

る区域

(ア) 北緯三一度四十七分

(イ) 北緯三一度二〇分

(ウ) 東經一一八度四六分

(エ) 東經一一九度一〇分

実施艦
その他

1 (括弧記入)
この府令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 従前の様式による再就職手当に相当する退職手当支給申請書は、部分の間、新たに必要な事項を記載し、使用することができる。

実施艦

自衛艦三隻

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないことと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○ 理府令第三十四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第八条第一項及び第九条第一項の規定に基いて、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年六月十一日

内閣總理大臣

署

別記様式第六十一号(裏面)の一部を次のように改正する。

⑧ ④の前に「(市町村分別収集計画)

第三条 法第八条第一項の規定により市町村が定める市町村分別収集計画は、平成九年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月を始期として定めるものとする。

(都道府県分別収集促進計画)

第四条 法第九条第一項の規定により都道府県が定める都道府県分別収集促進計画は、平成九年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月を始期として定めるものとする。

(附 則)

この省令は、平成八年六月十五日から施行する。

実施艦

自衛艦三隻

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないことと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

実施艦

防衛庁長官 白井日出男

平成八年六月二十一日(予備、同月二十二日)

〇まぢ

野島崎南方の次の西から東までの四地点を結ぶ次線に相当する区域

(ア) 北緯三四度一四分二四秒

(イ) 東經一四〇度三四分四一秒

(ウ) 東經一四〇度三五分一七秒

(エ) 北緯三四度二一分

(オ) 東經一四〇度一八分

(カ) 北緯三四度一三分四八秒

(キ) 東經一四〇度一三分三〇秒

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないことと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

実施艦

防衛庁長官 白井日出男

平成八年六月二十一日(予備、同月二十二日)

〇まぢ

北緯三一度四七分

(ア) 北緯三一度二〇分

(イ) 東經一一九度一〇分

(ウ) 東經一一八度四六分

(エ) 東經一一九度一〇分

実施艦

自衛艦三隻

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存

在しないことと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実

施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

実施艦